

2010年4月1日

株式会社 みなと銀行

特定投資家制度における「基準日」のお知らせ

金融商品取引法に定める「特定投資家制度」の一部改正により、特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きが以下のとおり見直しされました。

1. 特定投資家から一般投資家への移行の効果(現行一年)を、お客さまから申出があるまで有効にする(金融商品取引法第34条の2関係)。
2. 一般投資家から特定投資家への移行の効果は、引き続き一年とするが、それ以前でもお客さまの申出により一般投資家に移行することができる(金融商品取引法第34条の3等関係)。

これに伴い、当社では一般投資家から特定投資家に移行されるお客さまにつきまして、「期限日」を統一的なものとするため、下記のとおり「基準日」を設定し、当該日を「期限日」とすることをお知らせいたします。

記

1. 基準日 8月31日
2. 基準日を期限日といたします。これにより、一般投資家を特定投資家として取扱う期間の末日は基準日となります。

以上